平成30年度

第7回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

# 第7回 市川市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成30年10月9日(火)午後1時30分から午後2時55分
- 2. 開催場所 仮本庁舎 第4委員会室
- 3. 農業委員 出席委員 9人

会長 10番 三橋 弘

委員 1番 小川治夫

2番 宮内純一

3番 岡本好夫

4番 石田まさ子

5番 石橋弘嗣

6番 伊藤公亮

7番 宇田川忠好

9番 石井利和

欠席委員 1人

8番 石井文夫

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員 4人

1番 武藤 晃

3番 石井克己

4番 梶尾彌一

5番 大滝與鷹

欠席委員 2人

2番 石井喜美江

6番 平田秀行

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 付託調査班(委員)の指名
- 第4 議案第1号 農地利用最適化推進委員の定例総会への出席について 1 件 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1 件 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 7 件 議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について (20年確定分) 3 件 議案第5号 平成30年度農地利用状況調査について 1 件 報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分 25 件
  - 報告第2号 地目変更登記に係る回答について 2 件
  - 報告第3号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について 4 件

### 6. 農業委員会事務局職員

局 長 谷地 正道

次 長 石井 啓友

主 幹 鈴木 忠弘

副主幹 福田 哲

副主幹 田中 恒平

# 7. 会議の概要

発言者	内容
議長	定刻になりましたので、平成30年度第7回市川市農業委員会定例総会を
	開会いたします。
	本日は、定例総会後に農地利用最適化推進会議が開催されることから、農
	地利用最適化推進委員の皆様にも出席いただいております。
	推進委員の皆様も、ご意見がございましたら発言の程、よろしくお願いい
	たします。
	本日の定例総会の出席状況でございますが、8番、石井文夫委員、平田推
	進委員、石井喜美江推進委員から欠席の連絡を受けております。
	農業委員10名中9名、推進委員6名中4名出席しております。
	出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第2
	7条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いた
	します。
	それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。
	市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名又は記名
	押印委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議
	ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	それでは、6番の伊藤委員、9番の石井利和職務代理にお願いいたします。
	なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹、福田副主幹を指名い
	たします。
	次に、来月分の調査班を指名いたします。
	農地班は、第4班で、7番の宇田川委員と8番の石井文夫委員です。
	農政班は、第2班で、3番の岡本委員と4番の石田委員です。
	それでは、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第3号
	までを議題といたします。
	慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。
	議案第1号「農地利用最適化推進委員の定例総会への出席について」、で

ございます。

事務局から議案の説明をお願いします。

### 事務局

議案第1号「農地利用最適化推進委員の定例総会への出席について」、ご 説明いたします。

議案の1ページ及び資料1をお願いいたします。

農地利用最適化推進委員の皆様は、去年の8月8日に委嘱されて以来、担当区域の農地等の利用の最適化の推進にご尽力いただいており、耕作放棄地の発生防止・解消につきましては、のちほど議案第5号でご説明いたしますが、前年度に比べ、改善が図られてまいりました。

一方で、市川市のような都市農業では、担い手への集積・集約化、新規参入を促進するということは、現実的にはかなり難しく、そのため、推進委員の基本的な役割である「担当区域における現場活動」の機会も少ないのが現状でございます。

そこで、これまで推進委員の皆様には推進会議の開催にあわせ、年4回の 出席を求めておりました定例総会につきまして、今後は全てに出席を求める こととし、活動状況を明らかにするとともに、活動報告や意見交換を行うこ とによって、農業委員と推進委員との連携強化を図り、もって、農地等の利 用の最適化の一層の推進と、農地法等に関する業務の効果的な執行に資する ため、提案するものです。

また、資料1の近隣市の活動状況にもございますように、松戸市や鎌ヶ谷 市では、これまでも、全ての定例総会に推進委員が出席しているとのことで ございます。

本件に伴いまして、これまで年4回、4月、7月、10月、1月に開催しておりました推進会議は、業務の執行状況に応じて、適宜招集することとし、追って「市川市農地利用最適化推進会議設置運営要綱」を改正する予定であることを申し添えます。

説明は、以上でございます。

議 長

事務局からの説明が終わりました。
それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

議席 3番

なぜ年4回の出席を毎月としたのか、経緯を教えてください。

事務局

会議への出席は活動状況が目に見える形になるためです。

議席 1番

委員だけでは全地域を網羅できないので、その地域についてわかっている 推進委員がいれば、チェックがかかり情報を共有できるので、推進委員が毎 回出席していただければと思っています。

推進委員3番

現場活動としてカウントされていなくても、実際には数多く現場活動をしています。他の行政の会議などと日程が重なることもあり、毎月となると、どうしても出席できないこともあり、その点をご理解いただければと思います。

議席 2番

活動記録をもっと簡単な様式にすれば提出しやすくなり、件数に反映すると思います。

推進委員3番

梨をやっていて高齢化のため他人に貸そうか、或いは、隣の畑から雑草が 伸びてきているなどといった相談を多く受けます。これも農地の集積のため の活動と言えます。他の推進委員さんも一生懸命活動していると思います。

事 務 局

改めてご説明いたします。

推進委員の皆様は、様々な活動を通して担当区域の状況に精通しておられます。

本議案は、推進委員の皆様に毎月の定例総会への出席を求め、現場活動で得られた情報について、報告や意見としてご発言いただくことで、総会における審議を一層充実させ、農地等の利用の最適化など、農業委員会の所掌事務の効果的な執行に資するよう、情報共有と連帯強化を図ることを目的として提案するものです。

議席 9番 他の推進委員さんの意見も伺いたいと思います。 推進委員4番 毎月出席するつもりですが、現地調査は早めに目

毎月出席するつもりですが、現地調査は早めに日程を知らせていただければと思います。

推進委員5番 毎月出席とするのは構いませんが、3年の区切りにおいて改めて検証すべきだと考えます。

推進委員1番 この1年は、いくつも役を引き受けているので、どうしても出席できない 場合もあるかと思います。

議 長 皆様からご意見をいただいた中で、連携を図り情報を共有するのは良いことではないでしょうかとのご意見がございましたが、いかがでしょうか。 ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでございますので、農地利用最適化推進委員は定例 総会に毎月出席することに、全会一致で決定いたします。

農地利用最適化推進委員の皆様、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、 1件ございます。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件です。

議案の2ページをお願いいたします。

申請受付日は、平成30年9月21日でございます。

申請地は柏井町で、地目は畑、面積は1,728平方メートルの内、9.58平方メートル、外1筆、合計面積は、2,858平方メートルの内、449.17平方メートルです。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 転用目的は、共同生活援助事業所を建築するものでございます。 説明は、以上でございます。

議 長

次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班が実施しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席 6番

現地調査は、平成30年10月1日に農地調査班第3班の委員で行いました。

申請地は、柏井公民館の西側、おおむね400メートルに位置しており、 現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当 しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されま す。

転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界付近には、コンクリートブロック及びフェンスを設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。

また、雨水については、貯留槽にて一時貯留し、汚水については、合併処 理浄化槽にて処理後、それぞれ道路側溝に放流するものでございます。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長

第3班から調査報告をしていただきました。

次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明 をお願いします。

事 務 局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

申請人は、市内に居住する農家の方で、福祉事業を行う法人からの要望により申請するものです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を

金融機関等からの融資で賄うことが、申請書類により確認されております。 一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反も なく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や十地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が 施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、平成30年12月21日に着工し、完了は、 平成31年4月26日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと 思われます。 以上でございます。 事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。 共同生活援助事業所というのは市川市でやっているものですか。2点目と して、グループホームなんですが何名ぐらいの規模ですか。 運営主体は、市内の社会福祉法人で10部屋で予定しているとのことで す。 現地の東側に雑木林がありますが。 平場だけを利用します。 他にございますか。

「なし」という声がございました。

なし。

長

議

議席 4番

事務局

議席 3番

事務局

各委員

長

長

議

議

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について、お諮りいた します。

許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

## 各委員

異議なし。

### 議長

「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見 を付して、県知事に送付することに決定いたします。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、 7件ございます。

事務局から議案の説明をお願いします。

#### 事務局

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、7件でございます。

議案の4ページをお願いいたします。

(1) の申請受付日は、平成30年9月21日でございます。

申請地は柏井町で、地目は畑、面積は497平方メートルです。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、駐車場及び資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。

続きまして(2)ですが、議案の6ページをお願いいたします。

申請受付日は、平成30年9月21日でございます。

申請地は大野町で、地目は田、面積は442平方メートルです。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。

続きまして(3)ですが、議案の8ページをお願いいたします。

申請受付日は、平成30年9月21日でございます。

申請地は原木で、地目は畑、面積は819平方メートルです。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、資材置場を目的に賃借権の設定をするものでご

ざいます。

続きまして(4)ですが、議案の10ページをお願いいたします。

申請受付日は、平成30年9月25日でございます。

申請地は下貝塚で、地目は畑、面積は522平方メートル、外2筆、合計面積は1,305平方メートルです。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、建売分譲住宅を目的に所有権の移転をするものでございます。

続きまして(5)ですが、(6)と関連しますので、一括してご説明します。 議案の12ページをお願いいたします。

申請受付日は、平成30年9月25日でございます。

申請地は曽谷で、地目は田、面積は255平方メートル、外3筆、合計面 積は725平方メートルです。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、建売分譲住宅を目的に所有権の移転をするものでございます。

続きまして(7)ですが、議案の14ページをお願いいたします。

申請受付日は、平成30年9月25日でございます。

申請地は曽谷で、地目は田、面積は73平方メートル、外1筆で、合計面積は78.33平方メートルです。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、貸駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。

説明は、以上でございます。

議長

次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班が実施しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席 5番

現地調査は、平成30年10月1日に農地調査班第3班の委員で行いました。

(1)の申請地は、ジェイコム北市川スポーツパークの東側、概ね50メートルに位置し、現況は栗畑になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当 しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されま す。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲に鋼板土留を設置 し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。

また、敷地内は整地のうえ、転圧後砂利敷とし、雨水については、自然浸透とするものでございます。

申請地部分につきましては、資機材のほか、車両8台の駐車を予定しております。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

続いて(2)ですが、申請地は、県立市川大野高等学園の北側、概ね15 0メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当 しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されま す。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、隣地境界から50センチ手前までを整地のうえ、転圧後砕石敷きとし、余裕を持たせて資材を置くため、影響がないとの事です。

また、雨水については、自然浸透とするものでございます。

申請地部分につきましては、自社にて製造したコンクリート製品を出荷するまでの保管を予定しております。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

続いて(3)の申請地は、県立市川特別支援学校の北側に隣接し、現況は 休耕地になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当

しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲に鋼板土留を設置 し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。

また、敷地内は整地のうえ、転圧後砂利敷とし、雨水については、自然浸透とするものでございます。

申請地部分につきましては、土木工事用の資材を置く予定とのことです。 譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

続いて(4)の申請地は、下貝塚中学校の北側道路向かいに位置し、現況は梨畑になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当 しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されま す。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲にコンクリートブロック等を設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。

また、汚水については、合併浄化槽にて処理し、雨水については、貯留槽にて一時貯留し、それぞれ前面道路側溝または既設排水路へ放流とするものでございます。

申請地部分につきましては、建売分譲住宅7棟の建築を予定しております。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

続いて(5)及び(6)の申請地は、稲越小学校の南側おおむね200メートルに位置し、現況は梨畑になっておりました。

農地区分については、申請地周辺は農地の広がりが狭い地域で、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第2種及び第3種農地と判断されます。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲にコンクリートブ

ロック等を設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。

また、汚水については、合併浄化槽にて処理し、雨水については、貯留槽にて一時貯留し、それぞれ前面道路側溝へ放流とするものでございます。

申請地部分につきましては、建売分譲住宅4棟の建築を予定しております。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

続いて(7)の申請地は、稲越小学校の南側おおむね200メートルに位置し、現況は梨畑になっておりました。

農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲にコンクリートブロック及び土留鋼板を設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。

また、敷地内は整地のうえ、転圧後砂利敷とし、雨水については、自然浸 透とするものでございます。

申請地部分につきましては、乗用車2台の駐車を予定しております。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

#### 議長

第3班から調査報告をしていただきました。

次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明 をお願いします。

#### 事務局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

(1)の譲受人は、鎌ヶ谷市に本店を置き、とび・土工工事を主な事業とする法人です。

現在、鎌ヶ谷市の貸倉庫に資材を置いておりますが、事業の拡大に伴い手

狭になったことにより、代表宅と本店との間付近に土地を探していたところ、譲ってもらえることになり、申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や十地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、平成30年11月6日に着工し、完了は同年 12月31日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

続いて(2)ですが、譲受人は、市内に本店を置き、コンクリート材の製造及び販売を主な事業とする法人です。

現在、申請地の隣接に工場及び資材置場用地を所有し、使用しておりますが、受注増加によりコンクリート製品の保管場所が不足しており、隣接地に土地を探していたところ、譲ってもらえることになり、申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、平成30年11月15日に着工し、完了は同年11月25日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと

思われます。

続いて(3)ですが、譲受人は、市内に本店を置き、土木、建築等の基礎 工事の設計、施工、管理を主な事業とする法人です。

現在、申請地付近に資材置場を借地しておりますが、今年中に返還しなければならなくなり、近接に土地を探していたところ、借用できることになり、申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、平成30年12月1日に着工し、完了は同年 12月14日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

続いて(4)ですが、譲受人は、市内に本店を置き、不動産業を主な事業 とする法人です。

申請地付近は、教育施設が充実し、市街地化が進んでおり住環境が良好であることから申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金及び金融機関等からの融資により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、平成30年11月15日に着工し、完了は平成31年5月31日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

続いて(5)(6)ですが、譲受人は、西東京市に本店を置き、不動産業を主な事業とする法人です。

申請地付近は、教育施設が充実し、市街地化が進んでおり住環境が良好であることから申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、平成30年11月15日に着工し、完了は平成31年5月31日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

続いて(7)ですが、譲受人は、市内に本店を置き、不動産業を主な事業 とする法人です。

申請地付近は、市街地化が進んでおり、周辺住民から駐車場を建設してほしい旨の要望があり、申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施さ

れていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は着工後1ヶ月と なっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと 思われます。 説明は、以上でございます。 議 長 事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。 (5) (6) と (7) ですが、別々の会社が申請しているのは何故ですか。 議席 1番 事務局 先々には通路としたいようです。 他にございますか。 議 長 各委員 なし。 議 長 「なし」という声がございました。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」(1) について、お諮 りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。 各委員 異議なし。 「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見 議 長 を付して、県知事に送付することに決定いたします。 続きまして、(2) について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

異議なし。

各 委 員

議長「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見

を付して、県知事に送付することに決定いたします。

続きまして、(3) について、お諮りいたします。

許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし

議 長 「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見

を付して、県知事に送付することに決定いたします。

続きまして、(4) について、お諮りいたします。

許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議長「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見

を付して、県知事に送付することに決定いたします。

続きまして、(5)と(6)については、関連しておりますので一括して

お諮りいたします。

許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議
長
「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見

を付して、県知事に送付することに決定いたします。

続きまして、(7) について、お諮りいたします。

許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見

を付して、県知事に送付することに決定いたします。

続きまして、議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況 の確認について」20年確定分が3件ございます。

事務局から議案の説明をお願いします。

## 事務局

議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」ご説明いたします。

今回の確定する特例農地の所有者の方は3名です。

平成30年8月21日付けで市川税務署長より、租税特別措置法第70条の6第1項に基づき相続税納税猶予に係る特例農地等の適用を受けた者が、同条第5項の規定に基づき20年間の自作営農により納税が免除されるため、その利用状況について、確認書の提出を求められたものです。

議案の16ページをお願いいたします。

(1) は、地目「畑」6筆、合計面積は4,212平方メートルのうち、3,783.38平方メートルです。

続きまして21ページをお願いいたします。

(2) は、地目「畑」3筆、合計面積は1,058平方メートルのうち、8 38.22平方メートルです。

続きまして24ページをお願いいたします。

(3) は、地目「田」7筆、地目「畑」12筆、地目「山林」2筆、合計面積は12,207平方メートルのうち11,322.22平方メートルです。 次に、本件に係る市川税務署の確認事項についてご説明いたします。

市川税務署から求められている確認事項は、

- 1. 自ら所有し、自ら農地として使用している
- 2. 自ら農地として使用していない
- 3. 譲渡により、所有していない

この3つから選択することになっております。

説明は以上でございます。

#### 議長

次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班が実施しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

# 議席 1番

議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」調査報告をいたします。

(1)の現地調査は、平成30年9月28日に農政調査班第1班及び区域5 を担当する推進委員で行いました。

当該特例農地の所有者は、堀之内の農家の方です。

平成11年9月に適用となりました6筆について、5番の農地が転用により適用除外されている他は、露地畑として利用し適切に肥培管理、または保全管理されていました。

このことから、5番の農地を除き「自ら農地として使用」、5番の農地については、「自ら農地として使用していない」と回答することが相当と判断いたします。

次に(2)の現地調査は、同じく9月28日に農政調査班第1班及び区域 4を担当する推進委員で行いました。

当該特例農地の所有者は、北方町の農家の方です。平成11年11月に適用となりました3筆について、梅を栽培して適切に肥培管理、または露地畑として保全管理されていました。

このことから、「自ら農地として使用」と回答することが相当と判断いたします。

続きまして(3)の現地調査は、同じく9月28日に農政調査班第1班及 び区域4を担当する推進委員で行いました。

当該特例農地の所有者は、北方町の農家の方で、(2)の方のご家族です。 平成11年11月に適用となりました21筆について、梅、クリなどを栽培して適切に肥培管理、または露地畑として保全管理されていました。

このことから、「自ら農地として使用」と回答することが相当と判断いたします。

以上、よろしくご審議の程、お願いします。

### 議長

第1班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

夕 壬 旦	451
各委員	なし。
議長	「なし」という声がございました。
	議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認」(1)
	   について、5番は「自ら農地として使用していない」、それ以外は「自ら農
	地として使用」と市川税務署長に回答することに、ご異議ございませんか。
	地として使用」と川川が協力有政に回答することに、こ共成ことではでかか。
各委員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で証明することに決定
	いたします。
	続いて(2)について、「自ら農地として使用」と市川税務署長に回答す
	ることに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
日 安 貝	共職なし。
200	
議長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で証明することに決定
	いたします。
	(3) について、「自ら農地として使用」と市川税務署長に回答することに、
	ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	 
時	いたします。
	続きまして、議案第5号「平成30年度農地利用状況調査について」でご
	ざいます。
	事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局	議案第5号「平成30年度農地利用状況調査について」、ご説明いたしま
	す。
1	

議案の34ページをお願いいたします。

農地法第30条では、「農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。」と規定されております。

このことから、平成30年度における農地利用状況調査の実施について提案するものです。

市川市農地パトロール (利用状況調査) 実施要領では、調査期間を毎年8月から11月としておりますので、本年も昨年同様10月から11月に実施してまいりたいと考えております。

主な調査の内容につきましては、

- (1) 市内全域の遊休農地の実態把握
- (2) 農地法の許可及び届出案件の履行状況の調査・確認
- (3) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の農地の履行状況の調査・確認
- (4) 農地の違反転用の早期発見
- (5) 相続税・贈与税納税猶予特例適用農地の営農状況の調査・確認などでございます。

調査班、調査区域、調査担当委員及び推進委員、調査予定日については議 案書のとおりです。

説明は、以上でございます。

議長

ただいま、事務局から説明がありました。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員

なし。

議長

「なし」という声がございました。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号「平成30年度農地利用状況調査について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

# 各委員

異議なし。

## 議長

「異議なし」ということでございますので、全会一致で原案のとおり決定い たします。

以上で、議案の審議は終了いたしました。

次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出 について」、事務局長専決分が9月分25件ございます。

事務局より、報告いたします。

## 事務局

報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。

35ページをお願いいたします。

農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決 しましたのでご報告いたします。

今回の報告は、平成30年9月3日から同年9月26日までに届出があったものでございます。

農地法第4条の届出は10件、16筆、2, 234.57平方メートルで ございます。

また、第5条の届出につきましては、15件、23筆、3,494.30 平方メートルでございます。

第4条と第5条を合せますと、25件、39筆、転用面積は、5,728. 87平方メートルとなります。

内訳につきましては、36ページから40ページとなっております。 以上でございます。

#### 議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、2件ございます。 事務局より、報告いたします。

### 事務局

報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、2件ご報告いたします。 41ページをお願いいたします。 (1)は、平成30年9月4日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。

土地の所在は、二俣の4筆、合計面積は146平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。

登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、一部の土地について、昭和63年3月7日に、現況「宅地」として現況確認証明書の交付を受けております。

また、昭和63年8月20日には、一部の土地が農地法第5条に基づき、 「駐車場」として転用許可を受けております。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年9月12日に農地調査 班第3班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の 説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、現況は「共同住宅の駐車場」、「無線基地局」と回答したものでございます。

次に、(2) でございます。

42ページをお願いいたします。

本件は、平成30年9月10日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。

土地の所在は、日之出の1筆、面積は99平方メートルで、市街化区域に位置しております。

登記簿の地目「畑」から、「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、転用許可申請等は提出されておりません。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年9月12日に農地調査 班第3班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の 説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、転用未届、現況は「専用住宅」と回

答したものでございます。

以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件ございます。

事務局より、報告いたします。

事務局

報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。

議案の43、44ページをお願いいたします。

本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届 出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出された ものです。

今回の報告といたしましては、平成30年9月3日から9月19日に申請のあった4件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。

以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これで、平成30年度第7回市川市農業委員会定例総会を閉会といたします。

ご協力、ありがとうございました。

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

<sub>長</sub> 三橋 弘

**愛** 月 伊藤 公亮

委 员 石井 利和